

**ゆめの里和田デイサービスセンター松本市介護予防・日常生活支援総合事業
重要事項説明書**
令和6年6月1日現在

1. ゆめの里和田デイサービスセンターの概要

(1) サービス提供場所の名称、所在地等

事業所名	ゆめの里和田デイサービスセンター	
所在地	松本市大字和田2240-33	
介護保険事業所番号	2070200767	
相談窓口	電話 40-3527	担当 辰田 裕二

(2) 事業所の職員体制

職名	管理者	生活 相談員	介護職員	看護職員 <small>(機能訓練指導員兼務)</small>	機能訓練 指導員	事務 職員	運転手
職員数	1名	1名以上	3名以上	2名	1名以上	0.5名	1名以上

(3) 設備の概要

定員	32名	休養室	1室
食堂兼機能訓練室	1室 (178.39㎡)	相談室	1室
浴室	一般浴槽と特殊浴槽があります。		送迎車 5台

(4) 営業日、営業時間

営業日 月曜日 ~ 土曜日 (祝日も営業)
ただし、年末年始 12月30日 ~ 1月 3日を除く
営業時間 午前8時30分 ~ 午後5時

2. サービス内容

- 送迎 ○ 食事 ○ 入浴 ○ 健康管理 ○ 生活相談
○ レクリエーション ○ 運動器機能向上訓練 等

3. 利用料金

(1) 介護予防通所介護相当サービス利用料(月額)

対象		算定単位
事業対象者(週1回程度)	要支援1	1,798単位
事業対象者(週2回程度)	要支援2	3,621単位

(2) 加算

サービス提供体制強化加算 要支援1	88単位
サービス提供体制強化加算 要支援2	176単位
生活機能向上連携加算2	月200単位
口腔機能向上加算(Ⅱ)	160単位(月に1回限度)
科学的介護推進体制加算	月40単位

※介護職員等処遇改善加算Ⅰ 所定サービス単位数に9.2%を乗じた単位数

※表の利用料は、単位数に地域区分割合(松本市が7級地に該当)の10.14を乗じた金額です。

なお、利用料は1ヶ月の合計単位数で算定されますので、実際の利用料とは誤差があります

※介護負担割合について

上記の利用料は「介護保険負担割合証」に記載の負担割合になります。

(3) 食費(おやつ含む) 1食当たり 700円 (消費税込)

(4) その他、レクリエーションにかかる費用等は自己負担となります。

(5) キャンセル

利用者の都合でサービスを中止する場合、下記のキャンセル料がかかります。

☆利用日の前日午後5時までに連絡いただいた場合	無料
☆利用日の前日午後5時までに連絡がなかった場合 (ただし、前日が日曜日の場合は土曜日の午後5時まで)	450円 (食材費)

(6) 利用料の支払い

当事業所は介護保険給付に要した費用について、利用者が介護サービス費として市町村から給付を受ける額の限度において、利用者に代わって市町村から支払いを受けます。

(7) 利用料の支払方法

- 1、毎月10日までに前月分の請求を(キャンセル料含む)致しますので、毎月18日に指定金融機関より口座振替にてお支払いいただくか、1週間以内に現金でお支払いください。
- 2、お支払いいただきますと、領収書を発行します。

4. サービス利用方法

(1) サービスの利用開始

サービスの提供を希望される場合は、事前に介護支援専門員にご相談下さい。
介護支援専門員からのサービス提供票に基づいてサービスの提供を開始します。

(2) サービスの終了

① 利用者の都合でサービスを終了される場合

サービスの終了を希望される1ヶ月前までにお申し出下さい。
利用者の病変、急な入院などやむを得ない事情がある場合は、1ヶ月以内のお申し出でも終了できます。

② 当施設の都合でサービスを終了する場合

やむを得ない事情でサービスの提供を中止する場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知します。

③ 自動終了

次の場合は、双方の通知がなくても自動的にサービスを終了いたします。

- ア、利用者が介護保険施設に入所した場合
- イ、利用者の要介護認定区分が、非該当(自立)と認定された場合。
- ウ、利用者がお亡くなりになった場合。

④ その他

ア、当施設が正当な理由がなくサービスを提供しない場合、守秘義務に違反した場合及び利用者に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合は、利用者は文書で通知することにより、直ちにサービスを終了することができます。

イ、次の事項に該当する場合は、原則としてサービスを終了します。

- ・利用者のサービス利用料金の支払いが3ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず、支払わない場合。
- ・利用者が正当な理由なくサービスの中止をしばしば繰り返した場合、又は入院もしくは病気等により、3ヶ月以上にわたってサービスが利用できない状態であることが明らかになった場合。

5. 当施設におけるサービスの特徴

<施設の運営方針>

利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活が営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減をはかります。

6. 緊急時の対応方法

利用者に容体の変化等があった場合は、家族の方又は緊急連絡先に速やかに連絡するとともに、医師に連絡するなど必要な措置を講じます。

7. 非常災害対策

施設の防災計画に基づき防災訓練等を実施し、非常時の災害に備えています。尚、防火管理にご協力ください。

8. サービス内容に関する相談、苦情

通所介護に関する相談、要望、苦情等は次の窓口までお申し出ください。

当事業所	相談窓口	担当 辰田 裕二
	電話番号	0263-40-3527
	受付時間	月曜日～金曜日 午前9時～午後5時
松本市 高齢福祉課	電話番号	0263-34-3213
	受付時間	月曜日～金曜日 午前9時～午後5時
国保連合会 苦情窓口	電話番号	026-238-1550
	受付時間	月曜日～金曜日 午前9時～午後5時
第三者委員会 「利用者の声を 聴く会」	相談窓口	会長 平林 茂雄
	電話番号	0263-47-3802
	受付時間	月曜日～金曜日 午前9時～午後5時

9. 提供するサービスの第三者評価の実施状況について

実施の有無

実施した直近の年月日

実施した評価機関

評価結果の開示状況

実施あり

平成31年3月13日

(株)マスネットワーク

開示あり